

# 青森県報

第三千三百十号

平成二十二年  
十一月四日  
(木曜日)

## 目次

## 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる  
図書類の指定……………

生活保護法による医療機関の指定……………

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

救急病院の廃止……………

結核予防補助金の基準……………

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………

土地収用法による事業の認定……………

## 公 告

争議行為の通知の公表……………

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

## 告

## 示

青森県告示第七百十七号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発 行 者 (製作者名)	該 当 条 項
二九四	書籍	恋愛子エリーピンク 十一月号	秋田書店	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二九五		Gushガッシュ 十一月号	海王社	
二九六		裏モノJAPAN 十一月号	鉄人社	
二九七		BUBKAブブカ 十一月号	コアマガジン	

青森県告示第七百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
青の森歯科医院 たむら薬局美保野店 みさわ市民薬局	十和田市東十三番町二五の二八の五 八戸市大字大久保字大山七五の三 三沢市大字三沢字堀口一六四の五	平成三・一〇・一 " 三・一〇・三

青森県告示第七百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
益川外科医院 うるしざわ皮膚科 みんゆう調剤薬局イ トーヨー力堂店	十和田市稲生町二三の二六 八戸市根城二丁目二九の二七 弘前市大字駅前三丁目一の一	平成三・九・三〇 三・一〇・一六 三・九・三三

青森県告示第七百二十号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
村上病院	青森市青柳二丁目五の一七

青森県告示第七百二十一号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第五百二十二号）第二条第一項の規定により平成二十二年度における基準を次のとおり定め、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百四十七円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 二 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 三 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 四 千六百九十五円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費

青森県告示第七百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	指 定 年 月 日
名称又は名 株式会社すまいる介護ステーション 住所 弘前市大字水木一丁目八〇番一	訪問介護	名称 株式会社すまいる介護ステーション 住所 弘前市大字水木一丁目八〇番一	平成三・一〇・一六
名称 有限会社竹洞介護あし 住所 下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	通所介護	名称 よりどころあし 住所 下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	三・一〇・三三

株式会社あ うら	青森市大字幸畑 字松元五八の三	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン み の り	弘前市大字城南 二丁目一四の六	三・二〇・三
-------------	--------------------	------	------------------------------------	--------------------	--------

青森県告示第七百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定期間
			名称	所在地	
株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木在家字桜井八〇の一	訪問介護	株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木在家字桜井八〇の一	平成三・〇・一八
有限会社竹洞介護あしすと	下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	介護予防通所介護	よりどころあしすと	下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	三・二〇・三
株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八の三	訪問介護	ヘルパーシ ョ ン み の り	弘前市大字城南二丁目一四の六	三・二〇・三

青森県告示第七百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称  
三沢市
- 二 事業の種類  
農産物加工施設設置事業（学校給食センター）  
起業地

- 三 起業地

- 1 収用の部分

青森県三沢市大字三沢字大津地内

- 2 使用の部分

なし

- 四 事業の認定をした理由

- 1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、三沢市の大津地区に農産物加工施設と学校給食センターを併設した施設を建設し、市内小中学校の児童生徒に対し学校給食を提供するとともに、学校給食を活用したモニタリングにより地元農産物を利用した特産品開発及び調理研究を行うものであり、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」及び第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

- 2 法第二十条第二号の要件

起業者は、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条において、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとされており、平成二十年三月に策定された三沢市総合振興計画においても、本件事業は前期基本計画の一つとして位置付けられている。また、本件事業は、防衛省から補助金の交付決定を受けるなどの財源措置を講じている。よって起業者は、充分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

- 3 法第二十条第三号の要件

現在三沢市学校給食センター（以下「本給食センター」という。）は、同市大字三沢字下夕沢に設置されており、市内小中学校の児童生徒に対し学校給食を提供している。

学校給食施設の衛生管理については、平成八年度において全国的に発生した腸管出血性大腸菌O 一五七による集団食中毒を契機に学校給食衛生管理の基準が

制定され、ドライシステム方式への移行を含む衛生環境の改善が推進された。現在、同基準に代わって施行された学校給食衛生管理基準（平成二十一年三月三十一日文科科学省告示第六十四号）においても、同様にドライシステム方式の導入が求められているが、本給食センターは、旧来のウェットシステム方式により作業が行われており、衛生管理において万全な機能をもった施設とはいえない状況にある。

また、本給食センターは、建設から約三十七年経過しており、建物等の老朽化が進んでいる上に、昭和五十六年の建築基準法改正前の耐震基準による建物であることから、公共施設としての万全な機能をもった施設とはいえない状況にある。さらに、同市では学校給食において、児童生徒に安心・安全な地元農産物を使用することで、地元農産物及び農業に対する理解を深めることを目的とした食育により地域文化の醸成を目指している。

本件事業は、老朽化した本給食センターを学校給食衛生管理基準に適合した設備を備え、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づく現在の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）を満たした施設として建築するとともに、学校給食を活用したモニタリングにより、地元農産物を利用した特産品開発及び調理研究を行うための農産物加工施設を併設するものである。

本件事業の施行により、学校給食センターとしての調理場の衛生環境が改善されるとともに、新耐震基準に適合した構造の建物となることで、市内小中学校に對し安心安全な学校給食を安定的に提供できることとなる。

また、学校給食を活用したモニタリングにより、地元農産物の特産品開発及び調理研究を行い、地元農産物の美味しさや食文化を児童生徒へ浸透させることにより食育を行うこともできる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の自然環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではない。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による文化財及び保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、

本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、本件事業について、同市大字三沢字大津地内に候補地を一案（以下「第一案」という。）、同市大字三沢字堀口地内に候補地を一案（以下「第二案」という。）、同市大字三沢字淋代平地内に候補地を一案（以下「第三案」という。）を選定し、検討している。

学校給食センターを整備する環境としては、

ア 事業に必要な面積が確保できること。

イ 給食を搬送するに当たり、市内小中学校に対し中心的な場所にあり、また、市街地の交通の影響を受けにくい位置であること。

ウ 建物建設が容易な平坦地であり、敷地造成やインフラ整備が容易であること。が必要であることから、これらの条件に留意する必要がある。

本件認定申請案である第一案は、現況は畑地であり、支障物件として立木がある。敷地は、周辺道路より高低差が若干あるものの、平坦な畑地であることから敷地造成期間が短時間で済み、上下水道などのインフラ整備も容易である。同市市街地中心部の東部に位置し、周辺道路が整備されており、同市の中心部、北部及び南部への利便性に優れている。用地取得費は比較的高いが、敷地造成費が安価で支障物件も少ないため、三案の中で最も経済的に優れる。

第二案は、現況は畑地であり、支障物件はない。敷地が元は水田であることに加え、周辺道路との高低差があり、軟弱地盤対策を含む盛土工事が必要となるため造成に期間を要し、費用がかさむ。また、上下水道などのインフラ整備が困難である。同市市街地中心部の東部に位置し、周辺道路が整備されており、同市の北部、南部及び東部への利便性に優れている。中心市街地に近いため用地取得費が高く、敷地造成にも費用を要するため、三案の中で経済的に最も劣る。

第三案は、現況は水田であり、支障物件はない。敷地が水田であることに加え、周辺道路との高低差があり、軟弱地盤対策を含む盛土工事が必要となるため造成に期間を要し、費用がかさむ。また、上下水道などのインフラ整備が困難である。同市市街地中心部の北部に位置し、県道沿いに位置するものの中心部から離れている上、冬期間は吹雪による視界悪化が見られるなど利便性が劣る。用地取得費は三案中最も安価であるが、敷地造成に費用を要するため、三案の中で経済的に中位である。

よって、本件申請案である第一案は、三案中、環境的・機能的・経済的に最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

本給食センターは、学校給食衛生管理基準で定められた方式に適合していないため、衛生管理上改善が必要である。また老朽化により付帯設備等への補修が必要となっている上、新耐震基準を満たしていないため学校給食の安定的な提供が滞る可能性があることから、本件事業の施行により得られる利益は、出来る限り早期に発揮される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

三沢市役所 建設部建築住宅課

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療等労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成二十二年十一月十二日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所ですべて全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ICP質量分析装置 一台

二 調達方法

物品の購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十二年十月十五日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社西衡器製作所

青森市新町二丁目六の二〇

七 契約金額

三千九十七万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十二年九月一日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭